

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十三年十月十五日  
 第九百五十二号  
 金曜日

### 鳥取縣告示第百二十号

自作農創設特別措置法第三條及び第十五條の規定により昭和二十三年三月二日を以て買収した農地等につき同法第九條第一項但書の規定によりこれを公告する。  
 尚該等農地面積等については詳細は農地買収地誌に備へ置く。  
 昭和二十三年十月十五日

### 買収合算交付不能一覧表

記号番号	所有者氏名 又は	住	所	農地の所在	対	價	買収 期日	対價 現金	支拂 方法	其の 他
字信野ノ1151	山崎尉太郎	岩美郡字信野村玉鉢	字信野	769.80	98.3.20	769.80				
同	1221 井上 真澄	同三代寺	同	501.12	同	501.12				
同	1230 佐々木秀太郎	同宮下	同	1.08	同	1.08				
同	1175 浦田 旗一	同麻生	同	101.76	同	101.76				

昭和二十三年十月十五日  
 第九百五十二号  
 鳥取縣告示第百二十号

浦生～1112	平井 義治	同浦生村洗井	浦生村	282.60	同	282.60	同
小田～1109	滝山 章	同小田村唐川	小田村	548.10	同	548.10	同
大茅～1140	森原 辰巳	同大茅村	大茅村	24.00	同	24.00	同
浦富～1122	吉村 徳平	鳥取市立川町	浦富町	736.20	同	736.20	同
大岩～1112	大西 繁	岩美郡大岩村大谷	大岩村	38.40	同	38.40	同
同 1110	石川 大直	同岩本	同	1,600.32	同	660.32	1,000
福部～1141	岸根時太郎	同福部村細川	福部村	22.08	同	22.08	同
稻葉～1123	吉村 徳平	鳥取市立川町	鳥取市稻葉地区	1,021.20	同	21.20	1,000
大茅～1133	森原 光徳	同西町	大茅村	118.15	同	118.15	同
岩井～1144	田村 次郎	赤子市角盤町	岩井町	263.52	同	315.74	同
國中～1122	毛利 光治	鳥取市本町二丁目27番地	國中村	1,208.64	同	3.2	208.64 1,000
同 1123	森岡 藤吉	同池丁入町	同	155.52	同	155.52	同
池田～1102	林 年実	同魚町三丁目	池田村	188.10	同	188.10	同
土師～1125	谷口 重雄	八頭郡智頭町慶所	智頭町	69,80	同	690.80	同
安部～1107	尾崎 虎治	同丹比村	安部村	321.60	同	321.60	同
土師～1119	長石美太郎	同智頭町那敷区	土師区	86	同	86	同
大正～1133	宮脇 普繼	氣高郡大正村	大正村	2,443.20	同	443.20	2,000
明治～1109	森本 平一	同明治村	明治村	3,893.68	同	726.11	619.79 4,000

00800

同 1106	坂田 譽藏	同	同	2,794.99	同	434.05	3,000
同 1134	松本勝太郎	同	同	36.60	同	86.00	同
湖山～1105	上山昇外2名	同湖山村	湖山村	4,668.68	同	1,663.68	3,000
同 1106	上山 昇	同	同	606.72	同	606.72	同
同 1117	鹿乾竹十郎	同鹿野町	同	289.44	同	289.44	同
同 1124	鷲見 允之	同湖山村	同	207.36	同	207.36	同
同 1125	川口直十郎	同	同	201.60	同	201.60	同
同 1126	溝口 毛之	同	同	95.52	同	95.52	同
鹿野～1128	谷口 虎藏	同鹿野町	同	585.00	同	585.00	同
正條～1121	谷川 保夫	同寶木村	正條村	479.52	同	479.52	同
日置谷～1120	谷川 梅藏	同	日置谷村	499.20	同	499.20	同
松保～1121	木下 常藏	同蓬坂村殿	松保村	1,082.88	同	1,082.88	同
	龍 峯 寺	鳥取市栗谷					
大正～1148	中山 源藏	同今町1ノ114	大正村	587.60	同	646.40	1,000
				346.60	同		
				691.20	同		
				298.08	同		

180081



00084

同	1119	足立 豊	西伯郡天津村	同	748.04	同	748.04
手開	1105	武田 仲雄	西伯郡天津村	手開村	1,380.56	同	1,380.56
彦名	1123	松村 重義	米子市岩倉町	彦名村	748.80	同	748.80
端津	1105	遠藤 豊哉	同尾高町	端津村	250.56	同	250.56
同	1114	木村松壽郎	西伯郡崎津村	同	1,029.60	同	29.60 1,000
大篠津	1102	本池 義明	同大篠津村	大篠津村	760.32	同	760.32
天津	1102	前田孝次郎	米子市錦町二丁目	天津村	738.72	同	738.72
同	1112	田中 弘之	同法勝寺町	同	293.76	同	293.76
法勝寺	1119	内田 光雄	西伯郡法勝寺村	法勝寺村	876.32	同	876.32
尙徳	1138	中野 忠義	米子市車尾	尙徳村	129.60	同	129.60
五千石	1128	赤井仙太郎	西伯郡五千石村	五千石村	224.64	同	224.64
同	1132	緒形 紀	同	同	48.00	同	48.00
同	1140	本田 善久	米子市桃町	同	.48	同	.48
幡郷	1148	岩田 正治	西伯郡幡郷村	幡郷村	138.09	同	138.09
同	1101	益尾 喜平	米子市道楽町	同	231.96	同	231.96
同	1179	山根茂太郎	同塩町	同	255.36	同	255.36
大幡	1101	遠藤 清賢	日野郡八郷村	大幡村	518.40	同	518.40
同	1106	遠藤 清賢	西伯郡大幡村	同	46.08	同	46.08

00085

同	1111	井本 美重	同	同	608.64	同	608.64
同	1122	益田 勝行	同	同	821.76	同	821.76
縣	1126	高田 博愛	同縣村	縣村	14,579.52	同	579.52 14,000
同	1128	陶山清四郎	同	同	33.85	同	33.85
春日	1104	高橋 豊平	同春日村	春日村	442.56	同	442.56
同	1121	内田 喜一	同	同	1,165.44	同	165.44 1,000
上長田	1120	足川 藤一	米子市	上長田村	355.20	同	355.20
大高	1116	関森 專一	西伯郡大高村	大高村	48.00	同	48.00
同	1129	門田 正美	同	同	26.88	同	26.88
同	1132	木下恵美子	同	同	391.68	同	391.68
同	1147	山上 玲鏡	同	同	1,028.16	同	28.16 1,000
同	1148	加藤 鳥	同	同	89.40	同	86.40
同	1149	手村 義雄	同	同	2,814.56	同	1,314.56 1,000
同	1118	松井惣次郎	同大和村	同	57.00	同	57.00
同	1122	妹原 國雄	米子市明治町	同	100.80	同	100.80
大和	1126	米山 長松	西伯郡大和村	大和村	602.88	同	602.88
淀江	1107	淺田 新吾	同淀江町	淀江町	1,935.00	同	935.00 1,000
同	1139	田村 藤一	同成美村	同	707.00	同	707.00

高麗	山根 藤 高麗村	庄内	高麗村	174.72	同	174.72
庄内	杉原助裕子 東伯郡安田村	庄内	庄内村	199.08	同	199.08
光徳	大塚千代藏	光徳	光徳村	426.28	同	426.28
尙徳	江原 清太 西伯郡尙徳村	尙徳	尙徳村	388.80	同	388.80
二部	二部 薄一 西伯郡上長田村	二部	二部村	66.14	同	66.14
黒坂	山縣 滝雄 日野郡黒坂町	黒坂	黒坂町	16.30	同	16.30
同	近藤壽太郎 同根雨町	同	同	18.67	同	18.67
大宮	船越 英雄 同大宮村	同	同	480.00	同	480.00
同	浜田 光徳 同	同	同	.43	同	.43
同	宮本文太郎 同	同	同	330.40	同	330.40
同	田淵 久代 米子市角盤町	同	同	.22	同	.22
同	段塚 幸子 米子市	同	同	17.05	同	17.05
溝口	矢田貞顯造 西伯郡大塚村	溝口	溝口町	3,570.00	同	570.00 3,000 担
同	吉持 隆徳 同峰郷村	同	同	30.24	同	30.24
日光	松本 英雄 米子市道楽町	日光	日光村	15.76	同	15.76
八郷	植松 神社 日野郡八郷村	八郷	八郷村	949.80	同	949.80
同	善 福 寺 同	同	同	829.92	同	829.92
阿昆縁	今岡 仁 同阿昆縁村	阿昆縁	阿昆縁村	1.08	同	1.08
多里	荒木 善郎 同黒坂町	多里	多里村	1.29	同	1.29

00086

00087

大宮	坪倉 政治 同山上村	大宮村	大宮村	.86	同	.86
福榮	松本初三郎 米子市方龍町	福榮村	福榮村	4.63	同	4.58
同	同 同 同	同	同	3.89	同	3.89

◇鳥取縣告示第五百二十一号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年十月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岡山縣後月郡共和村大字下鳴村一〇八番地  
 現住所及び開業地 日野郡根雨町大字根雨七三〇番地  
 昭和二十三年十月十一日第一三〇六号

梅 谷 澄 子

大正十二年六月一日生

本籍地 東伯郡下中山村大字潮音寺一四二番地  
 現住所及び開業地 同右

昭和二十三年十月十一日第一三〇七号

井 上 智 慧 子

昭和二年三月二十四日生

◇鳥取縣告示第五百二十二号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年十月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市灘町一丁目一〇五番地  
 三 島 貞 利

- 一、建築物の位置 米子市灘町一丁目一〇五番地
- 一、同 用途 厩舎
- 一、同 構造 木造 柿葺 平家建
- 一、同 規模 建築面積 二五、八平方米  
 突出する部分 二五、八平方米

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす

00088

ること。

一、前号の事業実施の場合には事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を除却すること。

二、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

三、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

四、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

鳥取縣告示第五百二十三号

昭和二十三年閣令、内務省令第一号第八條の規定により八頭郡大村農地委員会委員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十三年十月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年十月十一日から

同 年十月十五日まで

鳥取縣告示第五百二十四号

食糧管理法施行規則第二十九條第三号による指定を次のように改める。

昭和二十三年十月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、旅行に伴い旅行中の主要食糧を携行輸送する者この場合の一人当り数量は左によるものとする。

- (1) 穀類(米穀、大麦、稗麥、小麦、雜穀、穀粉) 澱粉、めん類、パン
- 合計 三 貳

- (2) 諸類(甘藷、馬鈴薯)
- 合計 一 貳目

二、住居の移轉に伴い轉出入証明書所持し主要食糧を移動輸送する者、この場合の一人当り数量は左によるものとする。

- (1) 穀類等
- 合計 五 貳
- (2) 諸類
- 合計 三 貳目

三、食糧の保管場所乃至貯藏場所の移轉移築等に伴い市

00089

町村内において当該主要食糧を移動輸送する者

四、搗精製粉澱粉等加工のため自己の所有する主要食糧を市町村内の加工場所まで移動輸送する者

この場合の数量は左によるものとする

- (1) 米麦 六十貳
- (2) 諸類 十五貫
- (3) 雜穀 七貳

鳥取縣告示第五百二十五号

昭和二十四年産政府制当蔬菜用蠶豆種子の生産地を次のように指定する。

昭和二十三年十月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

西伯郡 高麗村、宇田川村、淀江町、彦名村、崎津村

鳥取縣告示第五百二十六号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により日野郡米澤村長並びに議會議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を

次のように指定する。

昭和二十三年十月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十三年十月十五日から

同 年同月二十日まで